# 鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成20年2月25日付鳥取 県監査委員公告第7号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告(以下「平成18年度監査報告」とい う。)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10 項の規定により平成18年2月21日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成16年度に係る監査の結果に関する 報告に添付された意見、平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成17年度に係る監査の結果 に関する報告に添付された意見及び平成18年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があっ たので、併せて公表する。

平成20年10月31日

鳥取県監査委員 山 本 光 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝 鳥取県監査委員 伊 木 隆 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子 鳥取県監査委員 伊 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

# 1 指摘事項

平成18年度決算分

#### 指摘事項 講じた措置

# 1 文化観光局所管団体

水鳥公園内整備工事について、当該法人の財務規程 により契約書の作成が必要であるにもかかわらず、契│子市契約規則の内容をよく理解し、適切な会計 約書を作成しないまま請負業者に工事を行わせてい│処理を行うよう指導した。 た。(財団法人中海水鳥国際交流基金財団:所管 交 流推進課)

# 2 福祉保健部所管団体

- (1) 平成18年度鳥取県結核予防費補助金について、 補助対象とならない経費を算定基準額に算入してい たため、補助金が過払となっていた。(社会福祉法 人敬仁会:所管 健康政策課)
- (2) 鳥取県保健事業団総合保健センター改装工事の 契約手続において、当該法人の財務規程により決定 することとなっている予定価格が決定されていなか った。(財団法人鳥取県保健事業団:所管 健康政 策課)

契約締結に際しては、同財団財務規程及び米

過払となっていた補助金について、平成20年 4月8日に県へ返還がなされた。

また、再発防止のため、今後は団体から実績 が提出された際に慎重にチェックを行うことと した。

契約締結に際しては、同財団財務規程の内容 をよく理解し、適切な会計処理を行うよう指導 した。

# 2 監査意見

(1) 平成18年度決算分

監査意見	講じた措置

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、農林水産部共通 指定管理者が管理運営している施設の事業成果の分 析評価について(行政経営推進課、人権推進課、観光 課、子ども家庭課、生産振興課)

平成18年度に本格的に導入された指定管理者制度 は、2年を経過しようとしている。指定管理者が管理 運営している多くの施設は、管理期間が3年となって いることから、県の各所管課は、指定管理者による運 営の成果を検証し、その結果をもとに次の指定管理に ついての方針を定め、次回の指定管理者の選定準備を 行うことが必要となっているところである。

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者である社団法人 鳥取県人権文化センター並びに鳥取県立鳥取砂丘こどしいく。 もの国及び鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者であ る財団法人鳥取県観光事業団と、県とのその施設の管 理運営に関する協定書に定められている事業報告書の 成果に関わる内容は、利用者数、料金収入及び業務の 実施状況等、単に数値で表すことができるものが中心 となっている。

しかし、それぞれの施設は単に集客数や料金収入の 増加だけを目的として設置されているわけではなく、 それぞれ公益に資するための目的を持って設置されて いるものである。

したがって、現状の内容の報告のみでは、県民にと ってその施設が設置目的に沿って効果的に運営されて いるかどうかが分からない。

ついては、県は、現在の指定管理者の状況のもと で、施設の設置目的に沿って効果的に運営されている かどうかを十分に分析評価した上で、次回の指定管理 者の選定に当たっては、そうした点も選定基準に加味 することを検討されたい。

2 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農 林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会共通

指定管理者制度における施設の管理運営上の課題の 解決について(行政経営推進課、人権推進課、文化政 策課、観光課、長寿社会課、子ども家庭課、公園自然 課、農政課、生産振興課、森林保全課、空港港湾課、 経営企画課、家庭・地域教育課、体育保健課)

鳥取県においては、指定管理者制度は平成18年度に 本格的に導入されて以来、2年を経過しようとすると ころであるが、次のような課題があるものと思われ

(1) 大多数の施設の管理期間が3年となっているた ▼成21年度からの次期指定管理者の指定に当

平成21年度からの次期指定管理者の指定に向 け、現在の指定管理者による管理運営につい て、施設サービス向上のための取組状況や施設 利用者の意見、指定管理者の自己点検などによ り、施設所管課において点検・評価していると ころである。この結果を踏まえ、外部有識者等 により構成する各指定管理候補者審査委員会に おいて、施設ごとに必要な審査項目を設定して

め、指定管理者としては、管理期間終了後の職員の│たり、「管理の期間が短いため雇用が不安定で

雇用に責任を持てないことから、このことに不安を│ある」、「人材の確保が難しい」という課題に 感じた職員から退職者が出ている。また、不安定な│対し、管理の期間を現行の3年から5年に延長 雇用などのため有能な専門職員の確保が困難な状況 となっている。

(2) 指定管理者が管理する施設の修繕が必要となっ た場合、大多数の施設では、1件当たりの修繕費が 50万円未満の場合の修繕は指定管理者の負担で行う こととなっている。しかし、1件当たりの修繕費が 50万円未満であるという判断については、1箇所当 たりか、契約1件当たりか等の基準の解釈が明確に なっていない状況にある。このため、県との個別協 議が長引き、結果として修繕が遅れ、住民サービス が低下しているような事例も見受けられる。

これらの課題については、指定管理者が管理して いる多くの施設において同様の状況があると思われ

ついては、県は、指定管理者が管理している施設 について、これらの課題の解決に取り組まれたい。

# 3 文化観光局

鳥取県立童謡館の展示コーナーの見直しについて (文化政策課)

財団法人鳥取童謡・おもちゃ館(以下「童謡・おも ちゃ館」という。)は、童謡・おもちゃを通した各種 文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとし た特色ある地域文化の振興に資することを目的とし て、平成7年に設立されたものであり、平成18年度か ら指定管理者として、鳥取県立童謡館と鳥取世界おも ちゃ館の複合施設であるわらべ館の管理運営を行って

このわらべ館1階部分は、鳥取県立童謡館となって おり、同階にあるジャズ演奏家の遺品展示コーナー は、平成元年に鳥取市で開催された「'89鳥取・世界 おもちゃ博覧会」をきっかけとした本県と同演奏家の 親交により、平成14年3月に設置されたものである。

この展示コーナーは、わらべ館内の警備委託とは別 に、展示物所有者の要請により、同所有者が指定した 警備会社と委託契約を結んでいるなど、維持管理の経 費がかさんでいる状況である。

また、この展示コーナーは、 鳥取県立童謡館の基 本理念とは必ずしも一致しているとは言えないこと、

毎年実施している来館者アンケートでは、同コーナ -の人気がないこと、 経費がかかりすぎることなど から、廃止も含めて見直しを行う必要があると思われ│て協議していくが、同コーナーについても、こ

ついては、県は、童謡・おもちゃ館と協議の上、展│する。

して改善を図ることとした。

1件当たり50万円未満の修繕とは、箇所数に 関係なく契約(発注)1件当たりの金額が50万 円未満のものを意図しているところであり、平 成21年度からの次期指定管理者との協定書等に その旨を明記するよう指導することとした。

意見のあったわらべ館のジャズ演奏家の遺品 展示コーナーは、同演奏家の遺族からの好意に より、童謡・おもちゃ館が遺品の貸付を受け、 設置しているものである。施設警備と同コーナ -の警備が二重であるという指摘については、 警備方法に関して遺族の強い要望があることか ら、遺族と協議を行い、適当な維持管理の方法 について検討していくこととする。

また、同演奏家は、本県出身の音楽家岡野貞 一の作曲した「ふるさと」をジャズ風にアレン ジし、その普及を図っており、同コーナーは本 県にもゆかりある人物を扱ったものと言える が、わらべ館については、平成17年度決算審査 特別委員会において、「わらべ館のあり方を総 合的に、かつ早急に検討すべき」との指摘を受 け、平成19年度にわらべ館あり方検討委員会を 設置し、今後のわらべ館のあり方について、平 成20年3月28日に提言をいただいたところであ

今後は、この提言を受け、県、鳥取市及びわ らべ館の三者でわらべ館の今後のあり方につい の中で展示方法等について検討していくことと 示コーナーの見直しについて検討されたい。

#### 4 福祉保健部

財団法人鳥取県臓器バンクの機能強化について(医療政策課)

財団法人鳥取県臓器バンク(以下「臓器バンク」という。)は、当初、平成6年に財団法人鳥取県腎バンクとして設立され、平成11年に現在の団体に組織変更されたものである。この臓器バンクは、県内における臓器移植の普及のための啓発や臓器移植に係る臓器提供者の家族、医療機関及び社団法人日本臓器移植ネットワークとの連絡調整等を行っている。

県内で腎臓移植を待っている人は、平成19年8月現在で39人いるが、平成15年12月に腎臓移植が行われてから実績が全くない状況である。

県内においては、亡くなられた方の腎臓を移植できる医療機関は米子医療センターのみであり、また、脳死と判定された方の臓器を摘出できる医療機関は、鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院及び山陰労災病院に限られており、関係医療機関のほとんどは県西部に集中しているという実態がある。

しかし、臓器移植に係る重要な役割を担っている臓器移植コーディネーターが常駐している臓器バンクの事務局は鳥取市にあるため、臓器提供者が発生した場合、県西部に集中している関係医療機関との連絡や臓器提供者の家族との面談など、関係者との緊密な連携がとりにくいと思われる。

ついては、県は、臓器バンクに対して、その事務局 を関係医療機関が集中する県西部に移転し、関係医療 機関と臓器バンクとの連携を一層緊密に図るととも に、機能を充実強化し、臓器移植を推進するよう働き かけられたい。

#### 5 商工労働部

千代三洋工業株式会社の独身寮の有効活用について (労働雇用課)

千代三洋工業株式会社(以下「会社」という。) は、重度障害者の社会的、経済的自立を促進するとと もに、地域の発展に寄与することを目的として、鳥取 県、鳥取市及び鳥取三洋電機株式会社の三者が共同出 資して設立した各種電子部品等の製造を行う重度障害 者多数雇用事業所である。職員数は、平成20年1月1 日現在、非常勤職員を含めて107名で、うち障害者は27 名である。

この会社が平成5年の会社操業と同時に工場に隣接 して設置した障害者向け独身寮は、平成17年3月以降 は利用されておらず、現在は閉鎖されたままとなって

平成20年3月27日の理事会において、移植を 推進するため県西部へ移転することが決定さ れ、同年5月1日に鳥取大学医学部内に移転し た

また、臓器バンクは、医療関係者との緊密な連携を構築するため、医療現場での経験が豊富な看護師が臓器移植コーディネーターとして定期的に関係医療機関を訪問することとしている。

平成20年3月26日に会社に対し、独身寮の有効活用について検討していただくよう文書で依頼した。

現在、会社において、工場への転換による有 効活用に向けて国の外郭団体の助成を検討中で ある。 いる。

会社としては、入寮希望者が1、2名程度の場合は、今後も独身寮としての運営を再開することは困難であるとの意向のようである。しかし、寮内の各部屋とも十分利用できる状態であるにもかかわらず、未利用のまま放置されていることは望ましい状態であるとは言えず、例えば、障害者と健常者が一緒に利用するようなことも考えられる。

ついては、県は、会社に対して、関係機関による検 討委員会の設置を求めるなどにより、障害者対応の施 設の有効活用策について検討するよう働きかけられた い。

# 6 教育委員会

(1) 学生寮清和寮の入寮者の増加対策について(人 権教育課)

財団法人鳥取県育英会(以下「育英会」という。)は、学生に健康で文化的な生活環境を与え、その経済的負担を軽減して修学を助けるとともに、学生の学業を奨励し、もって社会に有為な人材を養成することを目的とし、学生寮の建設及び維持管理、その他目的を達成するために必要な事業を行っている。

育英会が、東京都に設置している女子学生寮の清和寮は、平成19年4月1日現在、定員77名のところ入寮者が60名の状況であり、平成14年度以降定員割れが続いている。

これは、清和寮の存在や中途入寮が可能であると いうことが、広く県民に知られていないためではな いかと思われる。

ついては、県教育委員会は、育英会に対して、県内の高校生が入学した時から清和寮の存在と中途入寮が可能であるということを知ることができるよう一層のPRに努めるなど、入寮者増加の方策を講じるよう働きかけられたい。

(2) 鳥取県高等学校体育連盟及び財団法人鳥取県育 英会の事務処理に関する規程等の整備について(人 権教育課、体育保健課)

鳥取県高等学校体育連盟においては、内規として 補助金事務に関する「県補助事業会計事務処理規程」を定めているが、同規程第29条に規定する別紙様式が定められていない等、規程が不備な状況がある。さらに、文書処理に関する規程が定められていないため、補助事業に関する交付申請や実績報告等の文書について、起案から決裁後の文書の送付に至るまでの一連の事務処理の経過が不明であった。

入寮者の確保についての課題は認識しており、既に平成20年度入寮者募集に向けて働きかけを行い、新たに三者面談用のチラシの作成、「教育だよりとっとり夢ひろば」でのPR等を行った。

また、平成17年度、18年度に県の補助金により、外周フェンスを高くし、防犯カメラを設置するなどセキュリティー強化を図ったところであるが、応募者へのアンケート調査によると、清和寮への応募理由に「安全性(防犯)」をあげる者が多いことから、今後のPRに際しては、従来の取組に加えて安全性をアピールするよう働きかけることとした。

規程の整備について指導した。

なお、鳥取県高等学校体育連盟においては、 不備のあった補助金事務に関する規程を改正 し、文書処理に関する規程を新設するなどの整 備が行われた。

また、財団法人鳥取県育英会においても、財務会 計事務を処理するための規程及び文書処理に関する 規程が定められていないため、補助事業に関する会 計処理手続の根拠が不明な状況が見られた。さら に、財団として作成が必要な財務諸表も作成されて いなかった。

ついては、県教育委員会は、これらの団体に対し て、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、 財務会計事務を処理するための規程及び文書処理に 関する規程の整備について指導されたい。併せて、 財団法人鳥取県育英会に対して、公益法人会計基準 に基づく財務諸表の作成を指導されたい。

また、財団法人鳥取県育英会は、既に会計規 程等の諸規程の整備に着手しており、次回(平 成21年3月)の理事会、評議員会に議案を提出 する予定である。

財務諸表の作成については、現行の単式簿記 から複式簿記に会計処理方法を移行する必要が あり、平成21年度からの移行に向けて指導して いるところである。

# (2) 平成17度決算分

#### 監査意見

#### 講じた措置

#### 1 総務部

私立専修学校運営費補助金(技能教育施設関連事 業)の見直しについて(教育・学術振興課)

学校法人ismが設置する若葉学習会専修学校は、 広域通信制高校のクラーク記念国際高等学校と技能連 携し、不登校経験者等の生徒を多く受入れ、そのハン ディキャップを克服させて、更に上級学校へ進ませる など生徒の教育指導に多大な成果を上げている。

当該専修学校では、私立専修学校運営費補助金(技 能教育施設関連事業)により、私立高校に対する補助 金と同様に、前年度決算額(人件費、教育管理費及び 設備管理費)の2分の1に相当する額の補助金を受け ている。

しかしながら、当該専修学校の入学生についてみる と、不登校経験者等の生徒の割合が他の県内の私立高 校に比べて非常に高く、学習指導その他の対応に時間 がかかり、人的労力をより必要としているのが実情で ある。

ついては、県は、このような多様な指導・対応を必 要とする生徒が多い専修学校に対しては、教職員がこ れらの生徒の教育指導を効果的に行えるよう、補助金 の算出方法の見直しについて検討されたい。

#### 2 生活環境部

鳥取県住宅供給公社の保有する崎津住宅用地の管理 及び赤碕団地の販売促進について(住宅政策課)

鳥取県住宅供給公社(以下「住宅公社」という。) は、厳しい経営環境の中で、経営努力を重ね業務のス リム化や組織・人員の削減を実現し、現在は、保有す│まま保有していても、今後の土地価格の上昇が

技能教育施設に対する既存の補助事業である 「魅力ある技能教育施設支援事業(生徒指導充 実事業)」を見直し、スク・ルカウンセラ・を 配置しやすいよう、平成20年度から専門研修の 受講日数及び配置時間に関する要件を撤廃し、 補助条件を緩和することとした。

崎津住宅団地については、平成12年の鳥取県 西部地震発生後、販売を凍結してきたが、この

る宅地の販売を事業の中心に据え、残区画の販売に努 | 見込めないことから、市場価格で売却する方針 力しているところである。

住宅公社が保有する崎津住宅用地(米子市)は、平 成11年3月の財団法人崎津地区開発公社解散に伴い鳥 取県と米子市で分担して引き受けることとなった未処 分地であり、県は、責任を分担した未処分地のうち住│し、売却の可能性を追求していくこととしてい 宅用地を資金の貸付けを条件として住宅公社に引き受 けさせたものである。しかし、この住宅用地は、県西 部地域の宅地事情を考えれば今後も事業化できる見込 みがないものと思われ、住宅公社にとっても大きな負 担が今後延々と続くこととなる。

ついては、県は、この住宅用地を住宅公社から買い 取り、県の責任において、住宅に限らず幅広く利用方 法等を検討しつつ、県有地として適正に管理すること について検討されたい。

に転換し、平成20年2月に一般競争入札を実施 したところである。

なお、入札結果は不落札(応札1社)であっ たため、販売の方法等について幅広く再検討

### (3) 平成16度決算分

1 生活環境部

# 監査意見

生活衛生同業組合の加入率の向上等について(県民 生活課)

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターは、出資 者である飲食店営業、理・美容業、旅館・ホテル業等 の各生活衛生同業組合と連携して、これら営業施設の 衛生水準の維持向上等に努めているところである。

しかし、近年、各生活衛生同業組合の加入率は、か なり低下してきている状況にある。組合を通しての各 営業者への指導を中心に活動している当該法人の現状|的な方策は見いだせない状況である。 を考えれば、組合加入率の低下は、関係営業施設の衛 生水準の維持向上等へ悪影響を及ぼすことが懸念され

ついては、県は、当該法人に対して、各生活衛生同 業組合の加入率の向上のための対策を早急に検討する とともに、組合員以外の営業者に対する指導、情報の 提供等の取組を強化するよう指導されたい。

### 講じた措置

生活衛生同業組合の加入率については、財団 法人鳥取県生活衛生営業指導センターが主体的 に取り組む事項である。

同センターとしては、加入によるメリットの 創出やPR機会の拡大など加入率向上のための 措置を検討しているが、組合加入率向上の即効

しかし、クリーニング同業組合については、 県が保有する許可台帳をもとに役員が個別に加 入の勧誘を行うとともに広報誌や各種パンフレ ットの配布により情報提供を行う予定であり、 また、同センターとしても各同業組合と連携協 力しながら組合への加入や指導、情報提供を行 っていくこととしている。

県としても、同センターに対して必要な情報 提供を行うこととした。